

国際フェアトレード認証のしくみ 5つのポイント

1. フェアトレード認証製品の サプライチェーン

生産者から販売者に至るすべての国際フェアトレード認証製品取扱組織は、取引開始前に認証機関の事前許可を得なければいけません。



2. フェアトレード最低価格・プレミアムの支払

市場価格がどんなに暴落しても、輸入業者は生産者組合に対しフェアトレード最低価格を保証しなければいけません。プレミアム（奨励金）も輸入業者から生産者組合へ直接支払われます。

3. 監査

国際フェアトレード認証製品取扱組織は、定期的に認証機関の監査を受けることが義務付けられています。監査では、国際フェアトレード基準を遵守した生産、貿易、製造、販売が行われているかをチェックします。

4. 報告

国際フェアトレード認証製品取扱組織は、四半期毎に仕入、製造、販売量の報告を認証機関に行います。日本の認証機関であるフェアトレード・ラベル・ジャパンは国内に流通するフェアトレード認証製品の種類と量をモニタリングしています。

5. ライセンス料

販売者（ライセンシー）は、ライセンス料と呼ばれるラベル使用料をフェアトレード・ラベル・ジャパンに支払います。ライセンス料は、日本国内のフェアトレード普及活動のほか、各国のラベル認証機関を束ねる Fairtrade International によって生産者支援にも役立てられています。